

水永弘行被告に有罪判決・・・懲役1年6月・執行猶予3年

しかし認定された「甘い汁」は、わずか1,600万円だけ

浜田市長は全容を解明して、市民に説明すべき

4月15日、大分地裁は水永弘行被告に対して「懲役1年6月、執行猶予3年」を言い渡しました。

報道によれば、「水永は会社の相談役名目で、10年5月から11年8月まで毎月100万円、計1600万円を受け取っていた」と指摘し、浜田市長は「事件関係者に支払われた報酬の返済をどこまで求められるのかなども検討する」と話したとのこと。

しかし、認定されたのは被害総額の一部であり、浜田市長には「水永と暴力団に流れた全額の返済」を求める責任があります。

日本共産党市議団は、市民のみなさんとともに、今後の浜田市長の対応を注目していきます。

水永には約1億円

『毎日新聞』(2/8付)には、「毎日新聞が入手した文書によると・・・(水永には)2010年4月に日付(『別府環境』が浜田博管理者から事業を受託したとき)で、リース料名目で月230万円(2年目以降は月300万円)、労組顧問料として月100万円を支払う『覚書』を交わした」と報道しています。文書の写真つきでの報道であり、真実であろうと思われま

す。これを計算すると、水永被告には1億円以上が渡っていたことになり、裁判所が認定したのは、ごく一部でしかありません。暴力団に流れた実態もまだ全容は解明されていません。

浜田市長は、全容を解明し、市民に説明する責任があります。

浜田市長は、自治法199条7項を

発動して全容解明すべき

地方自治法199条7項は「監査委員は・・・市長の要求があるときは、・・・財政的援助を受けているものを監査することができると定めています。『適用実例』でも「委託先の帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる」とあります。市長がその気になれば、事件の全容解明はできるのです。

げんきニュース

日本共産党 平野文活 えんど久子

2013年
5月4日

NO, 554